

## <GUETO CAPOEIRA 規約>

### 第一条（名称）

本会は、ゲトカポエイラ日本支部と称する。

ブラジル本部のJean Adriano師範とCassio Adriano師範から正式に認められ、ゲトカポエイラ日本支部として活動している。

Jean Adriano バイア連邦ヘンカボ大学学長・世界カポエイラ連盟理事・文化連盟GUETO創設者  
Cassio Adriano 歴史学教師・文化連盟GUETO代表

### 第二条（所在地）

本会の事務局は、株式会社ソンブライルース 石川県金沢市南森本町ホ91-39に置く。

### 第三条（趣旨）

カポエイラを通して青少年への教育指導、文化を学び国際交流を図る、性別年齢国籍を問わず  
コミュニケーションを図る、およびカポエイラの発展に寄与することを目的とする。

### 第四条（会員）

本会の趣旨に賛同し、会則・規約等に尊守するものであれば入会資格は問わない。

契約書に同意し正式に必要な手続きを終えた者を本会員とする。尚、他の会員に不快な思いをさせる、本会の名誉を傷つける、又規約を守れず運営に不適切な会員については役員会議の上、退会させることもある。

### 第五条（顧問）

小林誠（前市議会議員）相談役 濑町隆一（社会福祉法人常務理事）役員

本会創設の池崎雄一を代表とする。

会計事務は池崎志麻 とする。

本会運営上新たに役員として必要とした場合、本会趣旨に理解の深いものを会員から選出する。

### 第六条（会費）

本会に入会をする者は、口座振替にて所定の会費を納入するものとする。

一旦入金した会費等は、理由の如何を問わず返還しない。

<入会金> 5,000円 (初年度スポーツ保険+ゲトTシャツ含む)

<年会費> 2,000円 (スポーツ保険更新料として)

※入会の翌年より毎年4月分の月謝と一緒に振替

<月会費>

○週1回（月4回）の練習参加 + ホーダ（ゲームの日）は基本毎月第1週目の土曜日に開催。

大人 6,500円 (イベント月、年末年始は変更有り)

高校生以下 5,500円

○週2回（月8回）の練習参加

各月謝にプラス2,000円追加

○週3回以上（月9回以上）

1レッスンにつき1回1,300円チケットをhacomonoサイトにて購入（クレジット決済）

直接現金払いも可能

<家族割> 合計金額より割引

2名…1,000円引 3名…2,000円引 以降1名ごとに1,000円引

○オンラインレッスン（月によりレッスンスケジュールは変動します）

小学生 1,500円

大人 2,000円

ファミリー 3,000円

\*オンラインレッスンのみの場合 (小学生) 4,500円 (中学生以上) 5,000円

<支払い方法>

口座振替・毎月27日に翌月分引落し

## 第七条(休会・退会)

休会、退会を希望する場合は、前月10日までにHacomoサイトより手続き、代表 池崎まで申し出ること。  
10日を過ぎた場合は次月の月会費が発生する。

## 第八条 (練習日)

本会が定めた練習スケジュールによる。  
月4回のレッスンの為、第5週目がある月は、5週目又は他の週がお休み・振替日となる。  
やむを得ない事情などにより定められた練習日、時間等を変更または中止することがある。  
その場合は、事前に通知する。 年末年始・GW・お盆は月の回数に関係無く基本お休みとする。

## 第九条 (休校)

台風・大雪・地震などの異常気象及びその他特別な事情により、やむを得ず休講とする場合がある。

## 第十条 (写真・映像)

本会で撮影した写真及び映像をゲトカポエイラのホームページ、その他プロモーション等に使用する場合がある。

## 第十二条 (事故の責任)

メンバーは、指定のスポーツ傷害保険に加入する。（毎年年会費を徴収し更新される）  
本活動内における事故・ケガ等については、加入したスポーツ保険の範囲内とする。  
会員の健康は自己管理とし、本会は一切の責任を負わない。  
施設利用に関する諸規定及び、講師の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。  
これに反して盗難、傷害その他事故が起きても、本会及び講師に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。  
本活動における未成年に対する一切の責任は保護者が負うものとする。

## 第十二条 (禁止事項)

本会の名前、及びマーク・ロゴを勝手に使用することは堅く禁ずる  
本会内で許可なしに、楽器・グッズなどの販売行為を禁ずる  
本会内の宗教や積極的なビジネスなどの勧誘を禁ずる

## 第十三条 (個人情報の取り扱い)

本会の活動目的以外に個人情報は使用しないものとする。

## 第十四条 (規約の改定)

本規約は、本会が必要と認めた場合に限り規約の改定を行うことができる。

最新改定 2026年2月1日

この規約の内容について、事実と相違ないことを証明します

GUETO CAPOEIRA

日本支部代表 池崎 雄一